平成２７年（フ）第８５号
栃木県宇都宮市関白町247番地２
債務者　古橋美智子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２５号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目23番５―302号
債務者　木村　和夫
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２６号
横浜市神奈川区羽沢南３丁目23番５―302号
債務者　木村　静子
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７８号
横浜市瀬谷区宮沢１丁目21番地１　ソレイユＡ201号
債務者　押樋　智穂
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１６号
横浜市中区長者町１丁目１番地14　ホテルミライ309号室
債務者　松井　翼
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２４４号
神奈川県大和市下和田262番地　いちょう団地57―406
債務者　亀井　みほ
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３４０号
横浜市南区堀ノ内町２丁目239番地17　ランドヒルズ堀ノ内102号室
債務者　大枝　義之
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３号
釧路市愛国西３丁目34番16号　ｗｅｓｔ　ｐａｒｋⅡ―202
債務者　森谷由加里（旧姓佐藤・古川）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第９５号
栃木県下都賀郡壬生町大字北小林265番地11
債務者　飯島　一美
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２７年（フ）第２００１号
東京都足立区綾瀬４丁目17―17―101
債務者　押元　奈々
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２００３号
東京都板橋区大谷口北町18―３―402
債務者　山野　義之
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２００４号
東京都府中市紅葉丘１丁目16―９
債務者　幼方　惇哉
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２９号
埼玉県さいたま市浦和区仲町２丁目17―11　大野ビル５Ｆ
債務者　田熊　伸行
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３０号
埼玉県加須市栄854―16
債務者　田熊　裕美
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０５３号
東京都日野市西平山５丁目42―51―102
債務者　鈴木菜々美（旧姓磯部）
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０６１号
東京都東久留米市浅間町１丁目２―15―101
債務者　島村　智一
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部